

富良野市庁舎案内及び市内案内地図表示板広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富良野市の新たな自主財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、富良野市本庁舎に設置する庁舎案内及び市内案内地図表示板（以下「案内地図表示板」という。）に掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 案内地図表示板 広告取扱事業者が市の許可を得て庁舎に設置する地図表示板
- (2) 広告主 案内地図表示板に広告を掲載する民間事業者等
- (3) 広告取扱事業者 市と広告付き案内地図表示板設置事業に関し、協定を締結した事業者

(設置場所)

第3条 案内地図表示板は、庁舎の維持管理及び災害時の庁舎利用者の避難誘導の支障とならない市の指定する場所に設置しなければならない。

- 2 広告取扱事業者は、前項の規定により案内地図表示板を設置しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び富良野市財務規則（昭和58年規則第17号）第243条の規定による許可を受けなければならない。

(広告取扱事業者への委任等)

第4条 市は、案内地図表示板の設置、撤去及び広告主の募集並びに広告等の制作等の業務を広告取扱事業者に行わせるものとする。

- 2 広告取扱事業者は、広告主との間で案内地図表示板への広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領することができる。

(広告主募集の周知)

第5条 市は、広告取扱事業者が広告主の募集を行うときは、市ホームページ等に掲載して周知するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告取扱事業者は、行政財産使用料とは別に、広告枠を併設した案内地図表示板の有する広告価値に対する対価として、広告掲載料を市に納付しなければならない。

2 広告掲載料の額は、1年分を前払により納付しなければならない。ただし、1年に満たない期間の場合は、日割計算により算出した額を支払うものとする。

3 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者及び広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなくなったときは、当該掲載することができない期間に応じ、既納の広告掲載料を広告取扱事業者へ還付することができるものとする。

(広告主の要件)

第7条 広告主は、富良野市広告掲載規程（平成20年訓令第2号）第5条第3項の規定に基づく富良野市広告取扱基準第3各号に規定する業種又は事業者各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(広告内容の基準)

第8条 案内地図表示板に掲載できる広告の内容は、富良野市広告取扱基準第4に規定する掲載基準各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(広告掲載の申込み)

第9条 案内地図表示板へ広告掲載を希望する者は、広告取扱事業者を經由して、富良野市内案内地図表示板広告掲載申込書（別記様式第1号）の他、添付書類として営業証明書又は法人の登記簿謄本の写しを提出して、広告掲載を申し込むものとする。ただし、添付書類にあっては、市が行う他の広告事業に同一事業年度内に提出済みの場合は、その旨を告知し提出を省略することができる。

(広告主の審査等)

第10条 広告取扱事業者は、広告掲載を希望する者を選定したときは、前条の掲載申込書及びその他必要な書類を市に提出しなければならない。

2 市は、広告取扱事業者から前項の規定に基づく書類の提出を受けたときは、第7条に掲げる広告主の要件のほか、関係法令等の規定に沿って審査し、その結果を広告審査結果通知書（別記様式第2号）により広告取扱事業者へ通知するものとする。

(広告内容の審査等)

第11条 広告取扱事業者は、広告掲載を希望する者の広告を制作したときは、当該広告案その他必要な書類及びデータを市に提出しなければならない。

2 市は、広告取扱事業者から前項の規定に基づく書類の提出を受けたときは、第8条の広告内容の基準のほか、関係法令等の規定に沿って審査し、その結果を広告審査結果通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(広告内容の修正)

第12条 市は、広告の内容が関係法令等に違反しているとき、又は、ふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも、広告取扱事業者に対して広告の内容の修正を求めることができ、広告取扱事業者は、これに従わなくてはならない。

2 前項の修正にかかる費用は、広告取扱事業者の負担とする。

(広告の一時削除)

第13条 市は、広告取扱事業者等が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、その問題が解決されるまでの間、指示通知書（別記様式第3号）により催告した上で、案内地図表示板に掲載する広告の一時削除を指示することができる。

- (1) 市の指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広告取扱事業者が関係法令等に違反したとき。
- (3) 広告主又は広告の内容が関係法令等に違反したとき。
- (4) その他、社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断したとき。

2 前項の一時削除の理由となった問題が解消されたと市が認めるときは、広告取扱事業者は、広告掲載を再開することができる。

3 第1項の一時削除又は前項の再開に要する費用は、広告取扱事業者の負担とする。

4 第1項の指示があつたにもかかわらず、広告取扱事業者が相当の期間内に一時削除を行わないときは、市は、広告取扱事業者の承諾を得ることなく自ら広告の一時削除することができる。この場合において、一時削除に要した費用は広告取扱事業者が負担するものとし、市は、一時削除によって生じた広告取扱事業者の損害の賠償を行わないこととする。

(案内地図表示板の全部撤去)

第14条 市は、広告取扱事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指示通知書（別記様式第3号）により催告した上、案内地図表示板の全部撤去を指示することができる。

- (1) 第3条第2項の許可が得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 広告取扱事業者が関係法令等に違反したとき。
- (3) 広告取扱事業者の業務の履行に関し、著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。
- (4) 広告取扱事業者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたとき。

- (5) 広告取扱事業者について破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (6) 広告取扱事業者が案内地図表示板の全部撤去又は広告の全部削除を申し出たときで、市が相当の理由があると認めるとき。

2 市は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず広告の掲載に関する契約を解除する必要があるときは、広告取扱事業者との協議により全部撤去をすることができる。

(広告内容についての責任)

第15条 広告取扱事業者は、広告の内容について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は広告取扱事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないこと。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権の全ての権利処理が完了していることについて保証すること。
- (3) 広告内容により、市に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告取扱事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないこと。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

別記様式第1号(第9条関係)

富良野市庁舎及び市内案内地図表示板広告掲載申込書

年 月 日

富良野市長 様

申込者 所 在

名 称

代表者名

印

(担当者職氏名

)

富良野市庁舎案内及び市内案内地図表示板広告掲載取扱要綱第9条の規定により、「庁舎案内及び市内案内地図表示板」への広告掲載を申込みます。

なお、広告掲載にあたっては、富良野市庁舎案内及び市内案内地図表示板広告掲載取扱要綱その他関係法令等の規定を順守します。

同意欄	広告掲載の申込みにあたり、当社の貴市分市税納付（納入）状況について調査されることを同意します。 年 月 日 所 在 名 称 代表者名 印		
添付書類	営業証明書または登記簿謄本の写し（市が行う他の広告事業に同一事業年度内に提出済みの場合は、その旨を告知し提出を省略することができる。）		
市税の納付（納入）状況	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納あり ※滞納状況	納税確認	<u>税務課担当者</u> 職氏名 印 〔確認日 年 月 日〕

別記様式第2号(第10条、第11条関係)

年 月 日

広告取扱事業者所在地

広告取扱事業者名称

代表者氏名 様

富良野市長

印

広告審査結果通知書

富良野市庁舎案内及び市内案内地図表示板広告掲載取扱要綱第10条第2項及び第11条第2項の規定により、広告主及び広告内容の要件審査の結果について次のとおり通知します。

別紙のとおり

別記様式第3号(第13条、第14条関係)

年 月 日

広告取扱事業者所在地

広告取扱事業者名称

代表者氏名 様

富良野市長

印

指示通知書

富良野市庁舎案内及び市内案内地図表示板広告掲載取扱要綱の規定により、次のとおり通知します。

1 適用条項

第13条第1項・第14条第1項

2 指示の内容

3 指示の理由